

第 1 回権利擁護専門部会報告

令和元年 7 月 16 日（火）午後 6 時 30 分～8 時 文京区民センター3 階 3C 会議室

1 部会長互選、副部会長指名

松下部会員を互選により、新堀部会員を松下部会長が指名し決定した。

2 下命事項に基づき検討

権利擁護のうち、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に投票行動について再度、検討した。主な意見は下記とおり。

(1) 成年後見制度について

○親の会の勉強会に参加した際、親として成年後見制度で問題と感じていたことが、取り上げられていて、これからどうしていくかにつながっていけばと感じた。

○別のところでは後見人を必要な時だけ（期限付き）で選任できないかとの議論もあると聞いている。

→現在は専門職後見人の数が親族後見人の数を大きく上回る状況となっている。これまでは預貯金などの資産が高額な人には、専門職後見人が選任されることがほとんどであったが、現在は後見制度支援信託を利用し資産が高額であっても親族後見人が選任されるような流れに変化しつつある。

ただ、報酬額の改定や任期付きの後見人選任は法律が変わっていないため実施されていない。今のところ一度選任された後見人を解任させるのはなかなか難しい状況。

○身の周りにいらっしゃる障害者の方は、自身の両親が亡くなった後どうやって生活していくか悩んでいる。その方たちが相談できる窓口をもっと増やしていけたら良いと思う。

○成年後見制度や福祉サービスなどの情報提供をするタイミングがいつなのか迷うことがよくある。

○支援者側が後見人に過度に期待されることがよくあるように感じられる。成年後見制度の利用促進が言われているが、何でも後見人にやってもらうという傾向にならないか不安も感じている。後見人が選任されたからといって問題をすべて解決できるわけではない。

○後見人が選任されることで支援者が離れてしまうこともある。後見人が選任されたとしても支援者が離れずに生活支援のサポートをより充実していけたら良いと感じている。

○福祉サービスが充実するかどうかは後見人が選任されているかいないかで大きく変わってくる。

○親と同じ目線で後見人がサポートできるかといわれると限界はある。

○確かに後見人が選任されることで安心する面はある。

○地域福祉権利擁護事業は成年後見制度を利用される前の段階の判断能力の方が対象。いきなり成年後見制度の利用では抵抗を感じてしまう方も多いため、もっと前段階でいろいろな福祉サービスを利用できるよう介入していけたらと思う。

○地域福祉権利擁護事業も高齢の方の利用が多い。障害のある方とももっと関りを深めていきたい。

○成年後見制度の内容がわかりにくい。誰でもある程度は理解できるくらいわかりやすくなればと感じる。

○後見人もサポートする上で悩んでいることが多い。後見人への定期的なサポートが行えるようなものがあってほしい。

○後見人に対するサポートも部会で話し合っていけたらと思う。

○当たり前と思われていることが当たり前にはできない人も多い。生きづらさ、社会参加のしづらさについての情報をどう収集し、どう発信していくかが課題であると感じる。

(2) 「意思決定支援」の中でも特に投票行動について

○また選挙があるが、今回もリアン文京さんで投票支援をしているのだろうか。

→投票支援は実施していると思われる。ただ、投票会場が変更となってから場所がわかり難いとの声が多く、区の運営側の反省点が多かったとの話を聞いている。今度の選挙会場も場所がわかり難い会場であるため、前回の反省点がどう活かされるのかと様子を見ていきたい。

○選挙の投票行動支援は大切であると感じる。自身に投票能力があるということを当事者や親族にいかにかわかってもらうのか、周知の方法が大切。

○狛江市の投票をサポートする DVD はわかりやすかった。狛江市の選挙管理委員会が力を入れていたからだと思う。文京区の選挙管理委員会の職員からも取り組みについて話を聞いてみたい。

3 次回会議について

○次回会議は12月に実施予定。令和3年度より開設予定の成年後見制度利用促進に伴う地域連携ネットワークおよび中核機関について、文京区における取組状況について共有し、意見だしを行う予定。

以上